

令和5年4月1日から開始しているいじめ重大事態に関する国への報告について、今年度の運用状況を踏まえて、一部様式の見直し等を行いましたので、変更箇所を含めて新様式を示すとともに、改めて、報告時の留意点等をまとめましたので、御確認をよろしくお願いいたします。

事 務 連 絡

令和6年3月15日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

いじめ重大事態に関する国への報告に関する様式等の見直しについて（依頼）

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

令和5年4月1日より、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」(令和3年12月21日閣議決定)に基づいて、文部科学省及びこども家庭庁に対するいじめ重大事態についての報告をお願いしてきたところです。

今般、今年度の運用状況を踏まえて、様式1及び2について見直しを行い、再調査の報告様式を作成しましたので、新様式等を示すとともに、今年度の運用を踏まえて留意事項をまとめましたので周知します。

各都道府県教育委員会等におかれましては、いじめ重大事態に関する国への報告について御協力いただいていることについて感謝申し上げます。

御報告いただいた情報については、文部科学省及びこども家庭庁において、いじめ重大事態調査報告書に係る情報の分析を行い、いじめ防止対策協議会における議論に活用するとともに、その他国におけるいじめ防止対策に係る施策の検討に活用していますので、引き続き、令和6年度以降につきましても適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。

本件については、都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校等及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対

して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知いただくとともに、適切な対応がなされるよう特段の御配慮をお願いいたします。

記

1. いじめ重大事態に関する報告様式の見直し等について

様式1（いじめ重大事態の発生に関する報告）及び様式2（いじめ重大事態調査の開始に関する報告）について添付のとおり変更しました。主な変更箇所は以下のとおりです。

<様式1の変更点>

- ・様式上部の【第 報について（令和 年 月 日）】を削除
- ・「(2)児童生徒に関する情報（現在）」を「(2)児童生徒に関する情報（重大事態発生時）」に修正
 - 重大事態発生時の状況を記載してください。
- ・「※所属する学校・学年が重大事態発生時と異なる場合（現在）」を追加
 - 中学校を卒業し高校に在籍していない場合や高校を卒業・退学している場合は、「令和〇年〇月卒業」等記載してください。
- ・「(3)学校の概要」を「(3)学校の概要（重大事態発生時）」に修正するとともに、「住所・連絡先」及び「校長名」欄を削除
- ・「(5)当該児童生徒・保護者に関すること（学校生活、家庭環境、健康状況など）」を「(5)当該児童生徒・保護者に関すること（学校生活、家庭環境、健康状況、重大事態発生時から月日が経っている場合は現在の状況など）」に修正
- ・「(7)特に相談したい事項について（文部科学省に相談したい事項があれば記載）」を追加し、文部科学省への相談等を行いたい事項があれば記載する欄を追加
 - 学校等が記載した場合で、教育委員会等における対応で解決している場合は、記載内容を削除の上、報告願います。

<様式2の変更点>

- ・様式上部の【第 報について（令和 年 月 日）】を削除
- ・「(1)様式1を文部科学省に提出した日」を削除
- ・「(4)特に相談したい事項について（文部科学省に相談したい事項があれば記載）」を追加し、文部科学省への相談等を行いたい事項があれば記載する欄を追加
 - 学校等が記載した場合で、教育委員会等における対応で解決している場合は、記載内容を削除の上、報告願います。

また、再調査を行うこととなった場合の報告様式として、様式3を作成しましたので、再調査に至った場合の報告をよろしく願いいたします。再調査につい

ても調査結果となる再調査結果報告書の提供をよろしくお願いいたします。

なお、報告手順その他については、これまでどおり、「いじめ重大事態に関する国への報告について（依頼）（令和5年3月10日付け事務連絡）」に基づいて御対応をよろしくお願いいたします。

2. その他国への報告に当たっての留意事項について

今年度の運用状況を踏まえて以下のとおり国への報告に当たって留意いただきたい事項等をまとめましたので御確認の上、御対応の方よろしくお願いいたします。

（事案整理番号について）

- 事案整理番号は、様式1の提出から調査報告書の提出まで共通の番号になります。文部科学省において事案整理番号を紐づけて全ての事案を管理しますので、誤った番号を入力しないよう各都道府県教育委員会等におかれましては文部科学省への提出前に御確認を何卒よろしくお願いいたします。
- 同日に複数のいじめ重大事態に関する報告を提出する場合には、事案整理番号の後ろに各都道府県教育委員会等において枝番（例：「9 桁 01」）を割り振り提出いただくようお願いします。

（連絡先について）

- 様式1「(8)本件に関する都道府県教育委員会又は私学主管課、国公立大学法人担当課等の連絡先」等に記載する連絡先については、文部科学省に提出いただく都道府県教育委員会、都道府県私学主管課、国公立大学法人担当課等の担当者連絡先を記載してください。誤って、学校や市町村教育委員会、学校法人の連絡先を記載しないようお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局児童生徒課